

「指導的地位」の範囲及びフォローアップのための指標について
(議論のためのたたき台)

I 検討の趣旨

昨年12月に閣議決定を行った「男女共同参画基本計画（第2次）」（以下「基本計画」という。）においては、女性の政策・方針決定過程への参画の拡大について「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標が盛り込まれるとともに、「各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じて、・・・目標達成に向けて計画的に取組を進める」と記述されているところである。

これを踏まえ、本基本問題専門調査会においてご検討いただくものである。

II 検討事項

- ①「各分野における指導的地位に占める者」の範囲の確定
- ②フォローアップのための具体的指標の策定
- ③その他政策・方針決定過程への女性の参画を推進するための方策について

III 「指導的地位」の範囲

1 経緯

- ① 基本計画の記述の元となった男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について（平成15年6月20日）」では、「国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的目標である30%の数値目標や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」としている。
- ② 国連ナイロビ将来戦略勧告（1990年）においては、「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び教育訓練プログラムを定めるべきである」とされている。
- ③ ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）の算出においては、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合とともに、専門・技術職に占める女性の割合をも考慮している。

2 「指導的地位」の範囲の考え方

以上を考慮し、「指導的地位」の範囲を以下のとおりと考えてはどうか。

(案)

- ① 国会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者（原則として日本標準職業分類の「管理的職業従事者」にほぼ一致）
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者
- ④ ③以外の専門的・技術的職業に従事する者のうち、課長相当職以上の職位の者

IV フォローアップのための指標

上記範囲に該当するものについては、正確かつ網羅的に把握できることが望ましいが、これに合致する統計等が不十分である現状をかんがみれば、社会の各分野における女性の指導的地位を国民に分かりやすく示すことのできるフォローアップのための指標を以下のとおり選定してはどうか。

(指標選択の考え方)

- ①主要な各分野ごとの状況を示すことができること
- ②各分野の指標として代表性があること
- ③データが公開され、時系列に把握可能であること

※なお、指標に含まれる個々の項目については、代表例・例示という位置付けであって、本指標に含まれないことをもって指導的地位でないということを意味しない。また、一部重複もありうる。

(具体案のイメージ) ※〔 〕内は現状の数値

(1) 国・地方公共団体等

①国の行政・司法・立法

ア 立法

- ・国会議員〔衆議院：9.4%、参議院：14.5%（平成18年10月）〕

イ 行政

- ・大臣・副大臣・政務官〔大臣：9.1%、副大臣：9.1%、政務官：19.2%（平成18年10月）〕
- ・国家公務員の幹部職員（指定職・行（一）7級以上）〔1.7%（平成17年1月）〕
- ・国の審議会委員〔30.9%（平成17年9月）〕

ウ 司法

- ・裁判官、検察官〔裁判官：14.2%（平成18年4月）、検察官10.3%（平成18年3月）〕

②地方公共団体

ア 執行機関

- ・都道府県・市区町村の首長〔都道府県知事：10.6%（平成18年9月）、市区長：1.2%、町村長：0.4%（平成17年12月）〕
- ・副知事、助役、出納長、収入役〔副知事：8.7%（平成17年12月）〕
- ・都道府県・市区町村における本庁課長相当職以上の職員〔都道府県：3.1%、市区町村：7.8%（平成17年）〕
- ・都道府県・市区町村の審議会委員〔都道府県：25.6%、市区町村：21.3%（平成17年）〕

イ 地方議会

- ・都道府県・市区町村の議会議員〔都道府県：7.2%、市区：11.0%、町村：6.4%（平成17年12月）〕

③独立行政法人等

- ・特殊法人・認可法人・独立行政法人の役員・課長相当職以上の職員（3～5年間隔）

(2) 企業

- ・管理的職業従事者（※把握可能な数値が公務員も含むため、公務員一般事務、

学校教育について除外した数字で把握) [10.6% (平成17年)]

- ・会社役員
- ・民間企業における部長・課長相当職 (3年間隔) [部長: 1.8%、課長: 3.0% (平成15年)]
- ・経営者団体 (日本経団連、経済同友会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、労働組合 (連合) の役員比率 (☆) [労働組合: 22.2% (平成18年3月)]

(3) 農林水産

- ・農協、漁協の役員 [農協: 1.5% (平成16年)、漁協: 0.3% (平成15年)]
- ・森林組合の役員 [0.2% (平成16年)]
- ・農業委員会委員 [4.2% (平成16年)]
- ・指導農業士 [12.0% (平成16年)]

(4) メディア

- ・記者 [12.0% (平成17年)]
- ・日本民間放送連盟、日本放送協会の役員・役付職員 (☆) [日本民間放送連盟: 役員0% (平成18年7月)、日本放送協会: 役員7.1% (平成18年8月)]

(5) 教育・研究

- ・学校 (小学校～大学) における教育管理職員 (校長、教頭、学長、副学長) [校長 (小学校): 18.2%・(中学校): 4.7%・(高校): 4.7%・(高専) 0%、教頭 (小学校): 21.6%・(中学校): 7.8%・(高校): 5.7%、学長 (短大): 14.2%・(大学): 7.6%、副学長 (短大): 13.6%・(大学): 5.2% (平成17年)]
- ・国立大学・公立大学における教育職員以外の課長相当職以上の幹部職員 (3～5年間隔)
- ・高等教育機関 (高専、短大、大学) における「教授」「助教授」「講師 (常勤)」 [教授 (高専) 1.9%・(短大): 33.9%・(大学): 10.1%、助教授 (高専) 6.1%・(短大): 47.4%・(大学): 17.0% (平成17年)]
- ・研究者 [11.9% (平成17年)]
- ・日本PTA全国協議会の役員 [11.5% (平成18年)]

(6) 国際

- ・特命全権大使・総領事等在外公館の幹部職員 [特命全権大使・総領事: 0.5% (平成18年8月)]
- ・国際機関等の日本人職員の幹部職員・専門職以上の職員 [幹部職員: 34.5%、専門職以上: 52.5% (平成18年)]

(7) その他専門的職業

- ・医師、歯科医師、薬剤師、獣医師 [医師: 16.5%、歯科医師: 18.8%、薬剤師: 60.7% (平成16年)]
- ・弁護士 [13.0% (平成18年3月)]
- ・公認会計士
- ・上記専門職の職能団体の役員 (☆) [日本医師会: 0%、日本薬剤師会: 2.7%、日本弁護士連合会: 2.2%、日本公認会計士協会: 5.8% (平成18年)]

☆・可能な限り、傘下の地方組織その他の加盟団体についても把握